

副本

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

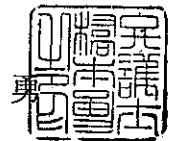
証拠説明書

平成18年10月17日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本



被告ら指定代理人

中村次



同

貫井彩



同

本多教義



同

藤本清



同

前田康行



同

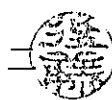






吉野正




被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人	森田雅文	
同	吉原信	
同	井上	


被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人	後藤謙二	
同	小谷健	
同	玉田嘉喜	
同	大和田隆夫	
同	大坪安則	
同	内野祐	
同	向山公	

被告東京都財務局経理部総務課長指定代理人

鳥海正電 

被告東京都水道局長指定代理人

杉山芳彦 

同 徳永宏幸 

同 藤代将彦 

同 牧田嘉博 

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	
乙109	グラウチング 技術指針・同 解説	写し	H15.7.31	財団法人国土 技術研究セン ター	<p>① (巻末24頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム建設に際しては、基礎岩盤の遮水性を改良するため、グラウチングなどの基礎処理による基礎地盤の改良工事が行われることが多いこと。</li> <li>・ハッ場ダムで採用されているカーテングラウチングとコンソリデーショングラウチングの内容</li> </ul> <p>② (32頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新グラウチング技術指針において、重力式コンクリートダムのカーテングラウチングの改良目標値が一律に設定された数値から、深度に対応した数値に変更になったこと。</li> </ul> <p>③ (23頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新グラウチング技術指針において、重力式コンクリートダムのコンソリデーショングラウチングの改良目標値が、目的に応じて異なる数値に設定されていること。</li> </ul>
乙110	ハッ場ダム事 業費変更内容 (案)(記者発 表資料) (抜粋)	写し	H15.11.20	国土交通省 関東地方整備 局河川部	ハッ場ダムにおいて、基礎岩盤の遮水性を改良するため、カーテングラウチングとコンソリデーショングラウチングが採用されていること。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙111	国総研アニュアルレポート 2003 「施策への反映『グラウチング技術指針』の改訂」部分 (抜粋)	写し	H15	国土交通省 国土技術政策 総合研究所	平成15年4月から運用されている新グラウチング技術指針に係る改訂経緯及びその内容
乙112	第7回ハッ場ダム・湯西川ダムコスト縮減技術委員会 (ハッ場ダム) (記者発表資料)	写し	H18.9.28	国土交通省 関東地方整備局	<p>①平成18年9月28日に開催された、国土交通省関東地方整備局が設置した「ハッ場ダム・湯西川ダムコスト縮減技術委員会」において、国土交通省は、横坑調査の結果、右岸上流の変質体の分布状況を把握できたことから、堤体基礎が変質帯にかからない範囲で、右岸側のダム軸を上流側に20m移動させたダム軸を提案し、同委員会に了承されたこと。</p> <p>②岩盤のせん断強度について、平成18年9月28日に開催された「ハッ場ダム・湯西川ダムコスト縮減技術委員会」において、国土交通省は、せん断試験、横坑調査の結果に基づく岩級区分の見直しにより、当初の見込みより基礎岩盤の強度が高いことが判明し、ダム基礎標高を15m上げることが可能と確認したと説明し、同委員会に了承されたこと。</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙 1 1 3	日刊建設工業 新聞 (H18.9.2 9朝刊)	写し	H18.9.29	日刊建設工業 新聞社	同上
乙 1 1 4	建設通信新聞 (H18.9.29朝 刊)	写し	H18.9.29	日刊建設通信 新聞社	同上
乙 1 1 5	改訂新版 建 設省河川砂防 技術基準(案) 同解説 設計 編 [I] (抜粋)	写し	H9.11.25	社団法人日本 河川協会	<p>① (180頁ないし181頁) ・地盤改良後の基礎地盤の一部 に基準値よりも高い値を示す 部分があったとしても、その ことから直ちに当該地盤がダ ム建設に不適当な地盤である ことにはならないこと。</p> <p>② (175頁) ・グラウチング工法が地盤改良 の工法として一般的に採用さ れている工法であること。</p> <p>③ (176頁ないし178頁) ・「河川砂防技術基準 (案) 同 解説 設計編 [I]」の断層 とせん断強度に対する記述に 基づき、ダム堤体の右岸袖部 直下に断層が存在することの 危険性に係る原告らの主張に ついて (同書面53頁10行 目ないし21行目)、原告ら が引用する同書の記述は、ハ ッ場ダムのような重力式コン クリートダムに関するもので はなく、主としてアーチ作用 により貯水池の水圧荷重を両 岸の基礎岩盤を伝達し基礎岩 盤のせん断抵抗により抵抗す</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
					るアーチ式コンクリートダムに関する記述であること。
乙116	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案) 同解説 調査編(抜粋)	写し	H16.8.10	社団法人日本河川協会	地質調査は、ダム建設に必要な基礎的調査として行われているものであること。